

「事後調査及び前項の規定により求められた事後調査」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十四条第一項第七号ハの措置」と、「関係市町長」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十五条の關係市町長（以下「法港灣關係市町長」という。）」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、同条第四項及び第五項中「関係市町長」とあるのは「法港灣關係市町長」と、第三十一条中「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、「関係地域内」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十五条に規定する關係地域内」と、第四十五条中「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、「公告」とあるのは「縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公告又は縦覧」と、第四十六条第一項中「おいて」とあるのは「おいて、法対象港灣計画の決定後又は変更後に」と、「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、「対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「法対象港灣計画に係る港灣環境影響評価」と、「事務所若しくは対象事業の実施区域」とあるのは「事務所」と、「当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「当該法対象港灣計画に係る港灣環境影響評価」と読み替えるものとする。

(県等との連絡)

「事後調査及び前項の規定により求められた事後調査」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十四条第一項第七号ハの措置」と、「関係市町村長」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十五条の關係市町村長（以下「法港灣關係市町村長」という。）」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、同条第四項及び第五項中「関係市町村長」とあるのは「法港灣關係市町村長」と、第三十一条中「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、「関係地域内」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十五条に規定する關係地域内」と、第四十五条中「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公告又は縦覧」と、第四十六条第一項中「おいて」とあるのは「おいて、法対象港灣計画の決定後又は変更後に」と、「事業者」とあるのは「港灣管理者」と、「対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「法対象港灣計画に係る港灣環境影響評価」と、「事務所若しくは対象事業の実施区域」とあるのは「事務所」と、「当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「当該法対象港灣計画に係る港灣環境影響評価」と読み替えるものとする。

(県等との連絡)

第四十五条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び関係する市町と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。

(勧告及び公表)
第四十七条 略
2・3 略
4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町長及び対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。

第四十五条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれらに協力を求めることができる。

(勧告及び公表)
第四十七条 略
2・3 略
4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町長及び対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。

第七条 (佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

(県の責務)

第三条 略

2 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市町、事業者、県民その他環境の保全と創造に携わる団体、機関等と緊密な連携を図るものとする。

改正前

(県の責務)

第三条 略

2 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市町村、事業者、県民その他環境の保全と創造に携わる団体、機関等と緊密な連携を図るものとする。

(市町との関係)

第四条 市町は、その区域の自然的社会的諸条件に応じ、環境の保全と創造のための施策を策定し、及び実施するものとする。

(市町村との関係)

第四条 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じ、環境の保全と創造のための施策を策定し、及び実施するものとする。

2 この条例の規定は、市町が当該市町の区域の自然的社会的諸条件に応じ、

2 この条例の規定は、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的諸条件に応

環境の保全と創造に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(県民及び事業者の責務)

第五条 県民及び事業者は、環境の保全と創造のため、自主的かつ積極的な取組を推進するとともに、県及び市町が講ずる施策に協力するものとする。

(特定施設の設置の届出)

第九条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事(騒音に係る特定施設にあつては、市町長。次条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第二項、第十四条第三項、第十九条第二項及び第三項、第四十四条第一項並びに第四十五条第一項において同じ。)に届け出なければならない。

2 略

(改善命令等)

第二十二条 市町長は、前条の規定に違反して拡声機を使用することにより、その周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為を行つている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は命ずることができる。

じ、環境の保全と創造に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(県民及び事業者の責務)

第五条 県民及び事業者は、環境の保全と創造のため、自主的かつ積極的な取組を推進するとともに、県及び市町村が講ずる施策に協力するものとする。

(特定施設の設置の届出)

第九条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事(騒音に係る特定施設にあつては、市町長。次条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第二項、第十四条第三項、第十九条第二項及び第三項、第四十四条第一項並びに第四十五条第一項において同じ。)に届け出なければならない。

2 略

(改善命令等)

第二十二条 市町長は、前条の規定に違反して拡声機を使用することにより、その周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為を行つている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(規制基準等の定めがない公害等に対する措置)

第四十二条 略

2 略

3 第一項の規定による勧告は、騒音、振動若しくは悪臭を発生させる者又は拡声機を使用する者に対しては、市町長が行うものとする。

(意見の聴取)

第四十三条 略

2 知事は、前項第四号又は第七号に掲げる事項について佐賀県環境審議会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴かなければならない。

(県自然環境保全地域の指定等)

第四十七条 略

2 略

3 知事は、県自然環境保全地域の指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び佐賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する県自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4 9 略

(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第四十九条 略

(規制基準等の定めがない公害等に対する措置)

第四十二条 略

2 略

3 第一項の規定による勧告は、騒音、振動若しくは悪臭を発生させる者又は拡声機を使用する者に対しては、市町村長が行うものとする。

(意見の聴取)

第四十三条 略

2 知事は、前項第四号又は第七号に掲げる事項について佐賀県環境審議会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(県自然環境保全地域の指定等)

第四十七条 略

2 略

3 知事は、県自然環境保全地域の指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長及び佐賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する県自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4 9 略

(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第四十九条 略